

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。</p> <p>(2) 再生資源 使用後の物品等のうち資源として利用できるものをいう。</p> <p><u>(3) 集団回収 再生資源の回収を行う活動であって、市民により構成され、規則で定めるところにより登録を受けた団体が市内において自主的に実施するものをいう。</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第 5 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別してごみステーション(市が排出された廃棄物を収集する場所として次条第 2 項の実施計画で定めた場所をいう。第 7 条の 2 において同じ。)に排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p> <p><u>(収集又は運搬の禁止等)</u></p> <p>第 7 条の 2 次の各号に掲げる場所に排出された再生資源のうち、紙類、缶、</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。</p> <p>(2) 再生資源 使用後の物品等のうち資源として利用できるものをいう。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第 5 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p>

改正案	現行
<p><u>瓶その他の規則で定めるものについては、それぞれ当該各号に掲げる者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>(1) ごみステーション 市又は市から収集及び運搬の委託を受けた者</u></p> <p><u>(2) 集団回収により回収された再生資源を集積する場所（規則で定めるところにより再生資源の集積場所として明示された場所に限る。） 集団回収を行う団体から収集及び運搬の委託を受けた者として規則で定めるところにより登録を受けた者</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定に違反して、再生資源を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないように命じることができる。</u></p> <p><u>（罰則）</u></p> <p><u>第21条 第7条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>（両罰規定）</u></p> <p><u>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。</u></p>	

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則で定める内容

1 集団回収を実施する団体の登録

- (1) 条例第2条第2項第3号に規定する団体は、次のいずれにも該当する団体とする。
 - ア 市内の自治会、婦人会、子供会等の地域住民で構成する団体であること。
 - イ 集団回収に参加する世帯数が20世帯以上である団体であること。
 - ウ 月1回以上、定期的に集団回収を実施し、条例第7条の2第1項第2号の規定により登録を受けた者に再生資源の収集及び運搬を依頼する団体であること。
- (2) 集団回収を実施しようとする団体は、申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、登録を受けなければならない。
 - ア 再生資源の集積場所を明示する図面
 - イ 回収区域を明示する図面
- (3) 市長は、(2)により登録を受けた団体（以下「集団回収登録団体」という。）が、次のいずれかに該当したときは、当該集団回収登録団体の登録を取り消すことができる。
 - ア (1)に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - イ 集団回収登録団体が解散し、又は集団回収を廃止したと認められるとき。

2 収集又は運搬の禁止の対象となる再生資源

条例第7条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 紙類（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、飲料用紙容器その他紙類をいう。）
- (2) 缶
- (3) 瓶
- (4) ペットボトル（ポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）

3 集団回収による再生資源の集積場所として明示された場所

条例第7条の2第1項第2号の規則で定めるところにより再生資源の集積場所として明示された場所は、再生資源集積場所表示板により、集団回収を行う団体が再生資源の集積場所である旨を明示した場所とする。

4 再生資源収集業者の登録等

- (1) 条例第7条の2第1項第2号の規定により再生資源収集業者の登録を受けよう

とする者は、申請書に、使用車両届を添えて市長に申請し、登録を受けなければならない。

- (2) 市長は、登録を受けた者（以下「再生資源収集登録業者」という。）に対し、再生資源収集業者登録票を交付するものとする。
- (3) 再生資源収集登録業者は、集団回収登録団体から委託を受けた再生資源を収集し、又は運搬しようとするときは、(2)の再生資源収集業者登録票により、再生資源収集登録業者である旨を明示しなければならない。
- (4) 市長は、再生資源収集登録業者が、次のいずれかに該当したときは、再生資源収集登録業者の登録を取り消すことができる。
 - ア 正当な理由がなく、集団回収登録団体から委託を受けた再生資源の収集又は運搬業務を履行しなかったとき。
 - イ アに該当し、2年を経過していない者を代理人、使用人その他の従業者として使用したとき。
 - ウ 集団回収登録団体から再生資源を有償により収集又は運搬したとき。
 - エ 申請書及びその添付書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 市長は、再生資源収集登録業者の登録を取り消したときは、再生資源収集業者登録取消通知書により、登録を取り消した者に通知するとともに、(2)の再生資源収集業者登録票を返却させるものとする。

5 収集又は運搬禁止命令

- (1) 条例第7条の2第2項の規定による命令を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 条例第7条の2第2項の規定による命令は、命令書により行うものとする。